

第29回南幌町農業委員会総会議事録

令和4年10月27日（木）午前9時00分より、役場各種委員会室において第29回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者	2	番	立	川	久	彦
	3	番	久	保	正	彦
	6	番	青	木	義	春

本日の議案は次のとおり

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農用地等のあっせん結果について
- 議案第3号 買入協議の要請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
事務局主任 森川 真由美

議長 これより、第29回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は9名でございます。
立川委員、久保委員、青木委員におかれましては欠席届が出されております。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。5番 南 委員、7番 高島 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第29回南幌町農業委員会総会は、10月27日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第29回南幌町農業委員会総会は、10月27日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和4年9月28日、第28回農業委員会総会を開催した。

10月12日、利用調整会議・あっせん委員会が開催され、関係委員出席した。

10月17日、南幌町都市計画審議会に会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、可否について意見を求める。

令和4年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、4件でございます。

1件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で32,351㎡他計2筆ございまして47,159㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年10月13日でございます。

2件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で9,735㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年10月13日でございます。

3件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,711㎡他計3筆ございまして79,329㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年10月13日でございます。

4件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17,577㎡他計3筆ございまして23,373㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年10月13日でございます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第5** 議案第2号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん結果について。

第28回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので、審議願ひ、意見を求める。

令和4年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきまは、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇 〇〇〇。あっせんの申出地は空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で、3, 239㎡他計2筆ございまは、4, 072㎡となります。あっせん年月日は、令和4年10月12日。結果につきまは、成立でございます。価格については、田10aあたり、

〇〇〇, 〇〇〇円、あっせんの相手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇 〇〇でございます。あっせん委員につきましては、1番 白倉 委員、6番 青木 委員、10番 山田 委員となり、以上の結果となっております。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第6** 議案第3号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 買入協議の要請について。
農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。
令和4年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、5件でございます。

1件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で1,917㎡、他計6筆ございまして85,883㎡となります。

2件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で32,351㎡他計3筆ございまして49,711㎡となります。

3件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で23,424㎡となります。

4件目の買入申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、
〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で
9,735㎡となります。

5件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で19,711㎡他計3筆ございまして79,329㎡となります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和4年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が7件、利用権の設定が2件でございます。

初めに、所有権移転の7件及び利用権の設定の整理番号4の10の1までを説明いたします。

整理番号4の10の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で3,239㎡他計2筆ございまして4,072㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の10の2の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の2、田で12,668㎡他計6筆ございまして46,173㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の10の3の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で20,186㎡他計2筆ございまして41,674㎡となります。価格につきましては、

〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の10の4の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字〇〇〇〇〇〇〇番の〇、田で13,401㎡他計2筆ございまして37,311㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の10の5の買い手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で39,927㎡他計4筆ございまして80,657㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の10の6の買い手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇。売り手は、北海道農業公社。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で22,162㎡他計4筆ございまして44,754㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の10の7の買い手は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,709㎡他計12筆ございまして78,388㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定 整理番号4の10の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で22,062㎡他計2筆ございまして45,205㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年8月25日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定、
所有権移転の7件及び利用権の設定の整理番号4の10の1につ
いては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する
ことに決しました。

利用権の設定の整理番号4の10の2については、農業委員会
法第31条、議事参与の制限により上野委員の退席を求めます。
退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、上野委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 利用権の設定の整理番号4の10の2の借り手は、空知郡南幌
町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,
131㎡他計2筆ございまして41,786㎡となります。利用
権の期間ですが、令和〇年8月25日までの〇年間となります。
以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上
でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。利用権の設定の整理番号4の10の2については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、利用権の設定 整理番号4の10の2は承認することに決しました。
退席しております上野委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、上野委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。
第29回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第29回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時20分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

5 番

7 番